

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法第19条によって、学校において他の生徒に感染するおそれのある感染症に罹患した場合「出席停止」の扱いになります。

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	※	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎細菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	その 他 の 感 染 症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ 感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可
		感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可
		他、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ等	

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ